

5 年 保 存

秘

固 ・ 無制限

平成 23 年 2 月 16 日から 平成 33 年 2 月 15 日まで
--

基政発 0216 第 1 号
基監発 0216 第 1 号
基安労発 0216 第 1 号
平成 23 年 2 月 16 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長
監督課長
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に
当たって留意すべき事項について」の一部改正について

標記過重労働による健康障害防止のための総合対策については、長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、同対策をより一層推進するため、平成 23 年 2 月 16 日付け基発 0216 第 3 号をもって改正されたところである。

については、平成 20 年 3 月 7 日付け基監発第 0307003 号、基安労発第 0307002 号、基勤企発第 0307001 号（以下「留意通達」という。）を下記のとおり改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとしたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、平成 20 年 3 月 7 日付け基監発第 0307001 号「当面の長時間労働の抑制のための対策における監督指導等の実施について」は、本通達をもって廃止する。

記

留意通達の一部を次のように改正する。

留意通達の記の 1 の (3) 後段中、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」の後に、(以下「労働時間等設定改善法」という。)を加える。

留意通達の記の 1 の (4) に後段として次のように加える。

なお、当該事業場においては、面接指導の認知度が必ずしも十分でないことに留

意し、キャンペーン月間、全国労働衛生週間の機会等に集中的な啓発活動を行うなど、効果的な周知を行うこと。

留意通達の記の2の(3)を次のように改める。

(3) 月80時間を超える時間外労働が可能である36協定(ただし、限度基準第5条第1号、第2号又は第4号により適用除外になっている事業及び業務は除く。)を受理した場合に、下記3により、自主点検、集団指導、監督指導、個別指導等の対象となる事業場以外の事業場については、署はその写しを局に送付すること。局においては、労働時間設定改善コンサルタントを活用して、当該事業場に対し自主点検等を実施させるとともに、事業場の希望に応じて同コンサルタントによる個別訪問や集団に対する研修会等を実施し、労働時間等設定改善法を踏まえた指導を行わせること。さらに、同コンサルタントの活用を希望するに至っていない事業場であっても、長時間労働が懸念される場合等改善が必要と考えられるものに対しては、積極的な同コンサルタントの活用を推奨すること。

留意通達の記の3の(2)本文を次のように改める。

(2) 過重労働による健康障害防止を主眼とする監督指導、個別指導の対象事業場は、原則として、次の過重労働が行われているおそれがあると考えられる事業場とすること。

留意通達記の3の(2)の①から③までを次のように改める。

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]

留意通達の記の4の(3)の後段を削除する。